

技術評価報告書

申込者： JFE条鋼株式会社 代表取締役社長 渡邊 誠
東京都港区新橋五丁目11番3号
藤工業株式会社 代表取締役社長 藤田 清志
埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目7番1号

技術名称： Jフープ785溶接継手性能

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2016年12月2日付けの技術評価書(SABTEC評価16-08)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2016年12月2日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田敏行	近畿大学	名誉教授
委員	岸本一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	菅野俊介	広島大学	名誉教授
〃	田才 晃	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院	教授
〃	勅使川原正臣	名古屋大学大学院環境学研究科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授



技術評価書

申込者：JFE条鋼株式会社 代表取締役社長 渡邊 誠
東京都港区新橋五丁目11番3号
藤工業株式会社 代表取締役社長 藤田 清志
埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目7番1号

技術名称： Jフープ 785 溶接継手性能

技術概要： Jフープ 785 は、JFE 条鋼(株)水島製造所が製造する大臣認定(認定番号 MSRB-0096：平成 27 年 8 月 10 日)取得のせん断補強筋用高強度鉄筋棒鋼 JH785 を用いた鉄筋コンクリート造柱、梁の 785N/mm² 級高強度せん断補強筋であり、溶接閉鎖型、フック形式およびキャップタイ形式として用いることができる。

Jフープ 785 溶接継手は、2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書に示された建設省告示第 1463 号(平成 12 年 5 月 31 日)に基づく「鉄筋の溶接継手性能判定基準」による A 級継手と同等の性能を有することとしている。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2016 年 12 月 2 日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏行

記

評価方法： 申込者提出の下記資料によって、技術評価を行った。
Jフープ 785 標準製造要領書、溶接試験説明資料および関連資料
これらの資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。

評価内容： Jフープ 785 溶接継手は、2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書に示された建設省告示第 1463 号(平成 12 年 5 月 31 日)に基づく「鉄筋の溶接継手性能判定基準」による A 級継手と同等の性能を有すると判断される。

技術評価内容

申込者

J F E 条鋼株式会社
代表取締役社長 渡邊 誠
東京都港区新橋五丁目 11 番 3 号
藤工業株式会社
代表取締役社長 藤田 清志
埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目 7 番 1 号

技術名称

J フープ 785 溶接継手性能

適用範囲

- (1) 素材鉄筋 せん断補強筋用高強度鉄筋棒鋼 JH785
大臣認定番号 MSRB-0096：平成 27 年 8 月 10 日
呼び名：D10, D13, D16
- (2) 溶接方式 アプセット溶接
- (3) 製造工場 藤工業(株) 岩槻第一工場
- (4) 溶接機 (株)キャダック 製 AFBW-150-DT

技術評価に際して行われた試験

J フープ 785 溶接継手性能の妥当性は、溶接せん断補強筋の製造環境変化等を考慮した溶接条件下で製造した溶接試験片について検知試験を行い、呼び名ごとの標準溶接条件を定めたうえで、標準溶接条件下で製造した試験片を用い、下記の各試験で確認している。

- 1) ①基本確認試験、②特殊条件確認試験、③溶接部硬さ測定、④溶接部マクロ組織観察
- 2) 「鉄筋の溶接継手性能判定基準」に定められた一方向繰返し試験および溶接部曲げ試験
- 3) 炭素当量管理目標値の確認試験

技術評価の主な審議事項

技術評価に際し、建築構造技術審議委員会での主な審議事項は、以下の通りである。

- 1) 溶接せん断補強筋の製造品質管理の妥当性
- 2) 溶接せん断補強筋の検証試験の妥当性

技術評価の経過

2016年9月23日開催の第27回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記)において、申込者提出の技術資料に対する指摘事項を、事務局が確認することとした。事務局は、本委員会での指摘事項を踏まえ修正された技術資料を確認し、結果を2016年12月2日開催の第28回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上